

不当労働行為救済命令申立書

2020年5月8日

東京都労働委員会 御中

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス3F

申立人	国家公務員一般労働組合
執行委員長	川村好伸

〒107-8404 東京都港区赤坂1丁目2番2号日本財団ビル

被申立人	公益財団法人日本財団
代表者理事長	尾形武寿

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目2番2号 日本財団ビル5階

被申立人	公益財団法人笹川保健財団
代表者理事長	佐藤英夫

被申立人の行為は、次のとおり労働組合法第7条に該当する不当労働行為であるので、審査の上、救済命令を発するよう申し立てます。

請求する救済の内容

- 1 被申立人らは、申立人組合の組合員稲葉上道及び組合員大久保菜央に対し、被申立人日本財団による 2020 年 3 月末日付雇止め及び被申立人笹川保健財団による同人らの不採用決定をなかったものとして取り扱い、同人らを原職に復帰させるとともに、雇止めの翌日から原職に復帰するまでの間の賃金相当額を支払わなければならない。
- 2 被申立人らは、本命令受領日から 7 日以内に、縦 2 メートル、横 2 メートルの大きさの白紙に、下記内容を楷書で明確に墨書して、日本財団ビルの 1 階に 3 か月間掲示した上に、下記内容を記載した文書を申立人らに交付するとともに、被申立人らのウェブサイト上に下記内容を掲載しなければならない。

記

国家公務員一般労働組合

執行委員長 川村好伸 殿

当財団法人らが貴組合稲葉上道組合員及び同大久保菜央組合員に対し 2020 年 3 月末日をもって雇止めし雇用継続しなかったことは、東京都労働委員会において不当労働行為と認定されました。

今後このような行為を繰り返さないことを固く誓います。

公益財団法人日本財団

理事長 尾形武寿

公益財団法人笹川保健財団

理事長 佐藤英夫

以上

救済を求める理由

はじめに

本件は、国立ハンセン病資料館に長期に渡り勤務してきた学芸員らが、ハラスメントなどが横行する職場環境の改善を求めて労働組合を結成して活動していたところ、実態としては一体である被申立人らが、2020年4月1日付の委託先変更を契機として、労働組合の中心的な役割を担っていた2名の組合員を職場から排除したという事案である。

第1 国立ハンセン病資料館と学芸員について

1 国立ハンセン病資料館とは

1993年6月25日、高松宮記念ハンセン病資料館として開館したのが現在の国立ハンセン病資料館である。この資料館は、実質的には全国のハンセン病療養所入所者自治会で組織する全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）が設立したものである。その主な目的は、自分たちが生き抜いてきた証を残すことと、社会に同じ過ちがくり返されないよう訴えかけることだった。

2007年3月31日、高松宮記念ハンセン病資料館は国立ハンセン病資料館としてリニューアルオープンした。らい予防法違憲国家賠償請求訴訟における原告勝訴を受けて、国が補償の一環として名誉回復措置を講じるため、ハンセン病資料館を拡充したことに伴うものであった。この時から、ハンセン病患者・回復者の名誉回復が資料館の目的に加わった。果たすべき機能も、「基本計画書」において、収集保存・調査研究・展示・普及啓発・情報センター・企画調整・管理サービスの7つが定められた。

国立ハンセン病資料館には、2020年4月1日時点で館長、事務局長、管理部長、事業部長が各1名ずつおり、学芸員が6名、事務員2名、図書3名、受付1名、その他パート・アルバイト等が数名いると思われる。

2 国立ハンセン病資料館における学芸員

(1) 博物館法の規定

ア 博物館法は第二条において、博物館の定義を示している。すなわち、「この法律に

において『博物館』とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」としている。

イ 博物館が行う事業について博物館法は、第三条で次のように定めている。

*第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

② 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向

上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

ウ 博物館法第四条第3・4項には、「③ 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。」

「④ 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」との規定がある。

(2) 学芸員の任務

一般的に学芸員は、博物館法において、博物館が行うとされている、資料の収集・保管、調査・研究、公開・教育について、それを実践する有資格の専門職員である。

国立ハンセン病資料館の「基本計画書」では、収集保存・調査研究・展示・普及啓発・情報センター・企画調整・管理サービスの7つの機能が定められており、これが博物館の行うとされている資料の収集・保管、調査・研究、公開・教育に該当する。

(3) 年々増員されてきた学芸員

前記の7つの機能について業務を遂行してきた国立ハンセン病資料館の学芸員は、2002年に初めて2名が採用された後、2005年に1名採用されて合計3名、2006年にも1名採用されて合計4名、2009年には長らく空席だった学芸課長1名と学芸員1名の2名が採用されて合計6名となった。2012年に1名辞職したものの2014年に欠員1名を補充して6名、2017年7月に1名採用、2018年4月に1名採用して合計8名となった。

なお、新規採用に際し公募の上採用試験を実施するようになったのは2017年7月からである。もっとも、2019年4月には公募も採用試験もせず受託者の判断だけで1名が採用され合計9名となった。

2019年7月に1人が重監房資料館に異動となり、本件の2名の組合員の雇止め直前の2020年3月時点では学芸員は8人であった(学芸員資格を持っていない事業部長は除く)。

(4) 承継されてきた学芸員の雇用

国立ハンセン病資料館の運営は厚労省から外部委託されており、これまでに財団法人藤楓協会、社会福祉法人ふれあい福祉協会、公益財団法人日本科学技術振興財団、公益財団法人日本財団と委託先が変わってきたが、すでに勤務している労働者については、日本科学技術振興財団及び日本財団に雇用された最初の年に個別に雇用契約書に関する説明があっただけで、委託先変更に伴い採用試験が実施されたことは一度もなく、学芸員の雇用はそのまま引き継がれてきた。

第2 当事者

1 被申立人ら

(1) 公益財団法人日本財団（以下、「日本財団」と言う。）

日本財団の前身は、1962年にモーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業の振興に寄与すること等を目的として設立された日本船舶振興会である。日本船舶振興会は、2011年4月に公益財団法人となり、現在の日本財団に名称変更した。

ハンセン病療養所との関わりとしては、療養所内の建物の増改築予算を助成し、マイクバス等車両を提供するなどしてきたが、2016年4月より資料館の受託者となった。

日本財団の役員は、笹川陽平会長を筆頭に、理事長、専務理事、7人の常務理事で構成されており、職員数は約100人である。

(2) 公益財団法人笹川保健財団（以下、「笹川保健財団」と言う。）

笹川保健財団の前身は、日本船舶振興会により1974年設立された笹川記念保健協力財団である。同財団は、長年個人的に世界のハンセン病問題に協力してきた笹川良一会長が、75歳を機に「開発途上国におけるらい問題の解決に貢献したいと決意を新たにした。」ことから、日本船舶振興会が「世界のらい克服に貢献することはわが国の当然の義務であると考え、笹川良一会長の理想を実現するため」設立されたものである。

当初、笹川記念保健協力財団は海外のハンセン病患者に治療薬を提供し、生業支援を行うなどしてきたが、2016年頃からは国内のハンセン病療養所に残る文書資料の記憶遺産登録を進めようとしてきた。国立ハンセン病資料館に関して関係はほとんどなく、ごくまれに、入所者や資料館職員が海外のハンセン病施設を訪問する際の現地との連絡や同行といった協力を同財団に求め、同財団が海外の回復者を日本に招待した際、療養所や資料館の案内を資料館の職員が依頼される程度だった。

2018年から佐藤理事長・南里常務理事の体制に変わり、それまで海外で続けてきた活動を、社会啓発に重点を置く方向に一新し、2019年4月、笹川保健財団に名称変更した。

笹川保健財団は、常勤役員は理事長と常務理事、顧問の3人で構成され、常勤の職員は15名である。

(3) 国立ハンセン病資料館の運営主体の変遷について

国立ハンセン病資料館の運営主体は以下のとおり変遷した。

ア 財団法人藤楓協会：1993年6月25日～2003年3月31日

イ 社会福祉法人ふれあい福祉協会（藤楓協会が解散・改組）：2003年4月1日～2009年3月31日（なお、厚労省による単年度の管理運營業務委託が明確に導入されたのは、国立ハンセン病資料館となった2007年度から。）

ウ 日本科学技術振興財団：2009年4月1日～2016年3月31日

エ 日本財団：2016年4月1日～2020年3月31日

オ 笹川保健財団：2020年4月1日～

※財団法人藤楓協会：1952年に設立。前身は、らい予防協会。初代総裁は高松宮宣仁親王であり、厚生省の外郭団体として、戦後の日本の「らい対策事業」を厚生省から受託していた。財団法人格と社会福祉法人格を持っていたが、財団法人は2003年に解散した。社会福祉法人は残り、社会福祉法人ふれあい福祉協会に改組した。

※社会福祉法人ふれあい福祉協会：2003年、社会福祉法人藤楓協会が改組して設立された。国立ハンセン病資料館としてリニューアルオープンした後2年間、厚労省から運営委託を受けていた。現在も社会復帰したハンセン病回復者の支援事業を厚労省から受託している。なお、毎年資料館管理運營業務の受託には応札し続けている。

※財団法人日本科学技術振興財団：北の丸公園にある科学技術館を運営している。ふれあい福祉協会が資料館の管理運営から外れる際に、代替りの受託者として厚労省が依頼して応札させた経緯がある。日本財団の助成先でもあり、日本財団から仕事を請け負っていたこともある。なお、現在資料館の建物保全・システム管理・清掃を行っている（株）ミュージアムクルーは、日本科学技術振興財団の子会社で、2020年度は笹川保健財団から4000万円ほどの業務委託を受けている。

2 申立人

(1) 国家公務員一般労働組合（略称：国公一般）

国家公務員一般労働組合（略称：国公一般）は、国の行政機関や独立行政法人などで働く労働者を対象にひとりでも入れる労働組合であり、日本国家公務員労働組合連合会（略称：国公労連）の構成組合として2003年12月に結成された。国公一般は、人事院登録の職員団体であるとともに、独立行政法人なども対象とする労働組合法上

の労働組合であり、2020年4月現在の組合員数は67人である。

(2) 分会結成の時期・契機と分会の概要

国立ハンセン病資料館等（国立ハンセン病資料館・重監房資料館・全国のハンセン病療養所に設置された社会交流会館をあわせてこう呼ぶ。職員はすべて、国立ハンセン病資料館の管理運営業務受託者が雇用している。）の運営には、単年度委託に起因する事業継続と職員雇用の不安定さ、職員に対する権限と責任の所在の不明確さなどの問題が存在してきた。

しかし職員には、使用者に対し対等の立場で雇用関係や事業内容についての意見を出して反映させる場がなく、働きやすい職場環境は遅々として整わなかった。そもそも、国立ハンセン病資料館等には、組織規定、指揮命令系統、職務分掌表、権限規程、俸給表、評価制度、昇進の基準など、働くための基本的なルールすら存在していなかった。

こうした状態を改善し、職員の意見や提案を有効かつ具体的に反映させ、民主的で責任ある意思決定のプロセスを手に入れ、いくつかの館で見られる人権侵害の状態を解消し、健康かつ安心して働き続けられるようにするため、2019年9月24日、国家公務員一般労働組国立ハンセン病資料館分会が結成された。

分会は、国立ハンセン病資料館に勤務する学芸員3名で結成し、その後まもなく地方の社会交流会館に勤務する学芸員2名が加わり、合計5名となった。

今回、国立ハンセン病資料館に勤務する分会長の稲葉上道（以下、「稲葉組合員」と言う）と、分会員の大久保菜央（以下、「大久保組合員」と言う）の2名が日本財団から笹川保健財団への委託先の変更に伴い不採用とされたことで、笹川保健財団に雇用されている職員として残っている組合員は、3名のみとなっている。

3 稲葉組合員、大久保組合員の経歴等

(1) 稲葉組合員について

稲葉組合員は、1996年3月に帝京大学文学部史学科を卒業し、同年4月（有）津具屋製菓就職、1997年5月に同社を退職した。2000年4月には東京学芸大学大学院教育学研究科学校教育専攻学校教育講座生涯教育分野（博物館学）に入学し、2006年3月に同大学院修了した。大学院在学中の2002年5月1日、高松宮記念ハンセン病資料館の最初の学芸員として採用され、2014年8月からは学芸課長、2018年4月からは資料管理

課長として、18年間にわたりハンセン病資料館を支えてきた。

学芸員の役割は、その博物館の価値を守ることであるところ、稲葉組合員は、ハンセン病資料館の価値を維持し、さらに向上させられるように、回復者の側に立って博物館専門職としての知識と技術を活かしてきた。

稲葉組合員は2004年10月には常設展示図録の役割を持つ「高松宮記念ハンセン病資料館10周年記念誌」を編纂・刊行し、2005年からは、収蔵資料台帳の作成、新しい常設展示プランの制作、館内の施設整備などを行った。

2008年9月には、「国立ハンセン病資料館常設展示図録」を編纂・刊行し、社会啓発事業に大きく貢献した。また、2008年春季、2009年通年、2011年秋季、2012年秋季、2013年秋季、2014年秋季（副担）、2016年春季、2016年秋季、2017年春季の各企画展を担当した。

2010年3月には、「ハンセン病関連法令等資料集」の編纂・刊行を行い、ハンセン病政策の変遷に対する社会の理解が深まることに寄与した。

2012年5月には、検証会議文書資料リストを制作し、公開できるよう整備した。

また、収蔵庫増築計画の担当として、基本設計案の作成に際して国交省や設計事務所に建築場所や仕様についての要望を伝え、多磨全生園との調整を行うなど、具体化を進めてきた。

(2) 大久保組合員について

大久保組合員は、1995年に和光大学人文学部芸術学科に入学、日本美術史を専攻して学芸員資格を取得し、1999年に卒業した。卒業後は都内の古美術商・現代美術ギャラリーにて勤務し、その後、文科省およびユネスコのドイツ派遣事業に選出され2度の渡独を経たのち、2005年3月にドイツ・ミュンヘンに移住した。ドイツでは日系スポーツ・健康関連メーカー、ドイツ医療機器関連メーカー勤務の傍ら自身でギャラリーを経営し、日本でも所属ドイツ人作家の展覧会を行うなどした。

2015年に帰国後、大久保組合員は国立ハンセン病資料館を知り、自身が2002年から積極的に関わってきた、ドイツ・ダッハウ強制収容所におけるナチス犯罪の検証といったテーマと、日本におけるハンセン病にまつわる歴史に相通ずるものを感じ、学芸員の資格とこれまでの経験を活かして資料館にて働きたいという思いから、2016年秋、当時

募集のあった学芸事務（派遣社員）として国立ハンセン病資料館での勤務をスタートした。翌 2017 年夏には、新規学芸員の公募に応募し、採用試験を経て正規職員として着任した。

大久保組合員は、これまで子どもを対象に、ハンセン病を知り療養所に親しみを持ってもらう「夏休み自由研究応援企画」を 3 年にわたり担当して好評を博し、参加者は年々増加した。日常的には学校団体の対応や、一般団体向けに展示前のガイダンス、常設展の展示解説、レファレンス対応などを行っていた。また、資料の収集、保存にも積極的に関わり、常設展示の更新、今後の企画展などに向けた調査も行っていた。2019 年には田代学芸員とともに秋季企画展を担当し、療養所、多磨全生園の歴史を立体的に表現した。

第 3 日本財団による運営

1 受託開始からの経緯

2016 年 4 月 1 日、日本科学技術振興財団に代わり、日本財団が国立ハンセン病資料館管理運営業務を受託した。2016 年度と 2017 年度は、田南常務理事と池内事務局長の体制で、2015 年度までの活動を踏襲していた。

しかし、2017 年 10 月頃に就任した吉倉常務理事は、2018 年度の資料館管理運営業務受託の入札に際し、それまで資料館が積み重ねてきた活動の方向性を一変させ、学芸部を廃止して事業部を、学芸課を廃止して事業課・資料管理課を、総務課を廃止して管理部管理課を設置する大幅な組織改編を行った。事務局長には飯塚総務課長を昇格させ、学芸課長であった稲葉組合員と黒尾学芸部長の代わりに、学芸員資格を持たない星野事業部長を据える人事を行った。

2 横行するハラスメント

(1) 平沢氏によるハラスメント

2016 年 2 月頃より、多磨全生園入所者であり、国立ハンセン病資料館運営員・語り部の平沢保治氏（以下、「平沢氏」と言う）が稲葉組合員に対してハラスメントを行うようになった。例えば、平沢氏は、資料館内で毎日のように暴言を吐き、入所者自治会の役員や顧問弁護士に稲葉組合員を悪く言いふらし、厚労省副大臣・厚労省難病対策課

長・ハンセン病資料館等運営企画検討会参集者たちに手紙を書いたり、厚労省記者クラブに声明文を配布したりした。

稲葉組合員は、成田稔館長に対し、平沢氏によるハラスメントを止めるよう求めたが、成田稔館長は「我慢するように」と言うだけで何ら対処しなかった。そのため稲葉組合員は、2017年2月、日本財団内のハラスメント委員会に申し立てを行った。しかし、ハラスメント委員会がヒアリングを行ったのは9か月後の同年11月であり、結論を出したのは1年後の2018年11月であった。その内容は平沢氏の言動について「ハラスメントに近いが、雇用関係がないので止められない。」などというものだった。

(2) 成田館長によるハラスメント

一方で、2018年1月頃より、成田館長は職員に対して、「稲葉と仕事をするな」「稲葉はあの年まで独身でいるなんて、どこかがおかしいのだと思う」「(資料管理課長の)稲葉に資料を渡すな」などと述べ、田代学組合員についても、「田代みたいなバカ」「田代なんかと一緒に仕事をしていると、あなたもバカだと思われる」などと日常的に発言した。

また、2018年春以降、成田館長は大久保組合員に対し、館長室で二人きりになった際にたびたび手を触ったり膝をなでたりするといったセクシャルハラスメントを行った。

なお、成田館長は、2019年1月8日と4月2日に、全職員の前で館長訓示を行い、気に入らない職員を暗示しながら、「自分の気に入らない職員は辞めさせる。」などの恫喝も行った。

第4 組合の結成

1 分会結成の経緯

前述のとおり、平沢氏や成田館長によるハラスメントが資料館内に存在しており、労働者が改善を求めても放置される状態にあった。

また、2018年11月、宮古南静園の社会交流会館の職員である新任学芸員が、療養所に出入りする支援団体からの嫌がらせによる精神的負担から倒れ、休職になるという事態が発生した。その際にも、使用者である日本財団は、何ら対応しようとしなかっただけでなく、私傷病での休職を申請するよう勧めるという労災隠しともとれる対応をした。

結局その学芸員は2019年3月末で退職した。

2019年5月には、今度は菊池恵楓園の社会交流会館の職員である新任学芸員が、職場でのパワハラにより休職する事態が生じた。この時も使用者である日本財団は有効な対応を行わず、またしても私傷病による休職を勧めた。また、心療内科を受診している当該学芸員に対して飯塚事務局長は、「あなたにも問題がある。」などと発言した（なお、当該学芸員は2019年12月末に退職した）。

他にも各地の社会交流会館の学芸員から、日本財団の対応に対する不満や不信が上がっており、稲葉組合員や大久保組合員らは、話し合いの結果、労働組合を結成して日本財団に改善を求めることにした。

準備期間を経て、2019年9月24日分会を結成、26日に日本財団に対して結成通知を行った。

2 組合を結成するもエスカレートするハラスメント

しかし、ハラスメントはやむどころか、管理職らによる稲葉組合員らに対する嫌がらせは以下のようにエスカレートしていった。

ア 2019年10月11日、大久保組合員が担当していた事業で使用したフォトブックの価格について大久保組合員にメールで問い合わせた大高社会啓発課長は、価格の情報が入っている共有ファイル（誰でも容易に見ることが可能となっている）があるので見ていただきたい旨の大久保組合員のメールでの返信について、不誠実であるなどと言いがかりをつけ、大久保組合員の上司である西浦事業課長に指導するよう求めた。西浦事業課長は事実確認もせず、大高社会啓発課長に言われるままに大久保組合員を注意した。

イ 2019年10月22日、大高社会啓発課長は、図書室利用に関し、図書室の職員から、テーブルにコップの跡がついていた、本を勝手に持ち出したなどという「苦情」が寄せられたとして、これらの「苦情」を生じさせたのが田代・大久保両組合員と決めつけた上で西浦事業課長に対し兩名を注意するよう求めた。西浦事業課長は事実確認もしないまま兩名を注意し、「事実でなくとも大高社会啓発課長に従え」などと発言した。

ウ 2019年12月3日に開かれた運営委員会において、来館者調査報告書が配布され説

明があった。それ以前に館内職員には配布および回覧されていたが、稲葉組合員、田代組合員、大久保組合員は除外された。これについて12月9日の第3回団体交渉および2020年1月6日の第4回団体交渉で吉倉常務理事に理由説明と報告書の配布を求めたが、明確な説明はなされず、報告書が配布されたのも2月7日になってからだった。

エ 2019年12月22日、療養所からの作品貸し出し依頼に伴い、稲葉組合員が資料館の展示作品2点を入れ替えたことについて、西浦事業課長は、バランスが崩れる（特定の療養所の作品が多くなるという趣旨）から勝手に入れ替えるなど星野事業部長に伝え、稲葉組合員に対する指導を求めた。実際には、むしろ入れ替えによって展示作品のバランスがよくなったのであるが、星野事業部長は西浦事業課長の言う「苦情」の妥当性を判断することなく、西浦事業課長の言うがままに稲葉組合員を注意した。

オ 2020年1月7日には、資料整理プロジェクトチームにおいて、2019年末までに各人が担当する資料群の物量把握を終えると決めたにもかかわらず、西浦事業課長、大高社会啓発課長らは自分たちがやるべき担当作業を怠った上に、稲葉組合員にのみスケジュール遅れの責任を転嫁した。さらに運営委員会の場において、君塚運営委員は、作業が進んでいないのはマネジメントをしない稲葉組合員の責任だと非難した。

カ 事業課内においても、西浦事業課長らが事業を計画し決定するまで、あるいは実施したことすらも田代・大久保両学芸員には知らせないという露骨な排除が日常的にくり返されるようになった。また、事業計画の見直しを行うとして、星野事業部長と西浦事業課長が田代と大久保を個別に呼び出し、具体的な説明も合理的な必要性もないにもかかわらず従来の担当事業の取り上げと新たな事業の担当を一方向的に通告し、了承を迫った。

キ このように、分会結成後にもハラスメントが多発・悪化している状況について、組合は団体交渉でその改善を求めたが、日本財団は「コミュニケーションの問題である」などと組合員らに責任があるかの対応に終始した。

3 組合の要求には一切応じない日本財団の対応

2019年10月28日の第1回団体交渉以降、6回の団体交渉を日本財団との間で重ねたが、日本財団は、資料館内にハラスメントが存在することを全否定し、組合の要求には

一切応じないとの態度をとり続けた。

第5 運営法人の形式的交代

1 運営法人の交代の経緯

日本財団は第2回団交（2019年11月13日実施）から第4回（2020年1月6日）まで、2020年度の受託について、組合が日本財団の意思決定の進展を尋ねても、「何も決まっていない」と回答し続けていた。

しかし、2020年2月10日の受託業務の応札期限が過ぎた2月13日、吉倉常務理事は国立ハンセン病資料館の朝礼で、次年度の受託には応札しなかったことを突如発表した。その後2月25日に実施された第5回団交において吉倉常務理事は、「応札しないことは、2月10日の日本財団の理事会で最終的に決定した。」「2月2～8日の週に、笹川保健財団に応札の検討をお願いした。」と述べた。

また、受託しない理由について吉倉常務理事は、2月13日の資料館の朝礼および2月25日の第5回団交において、「特に地方の学芸員の労務管理やマネジメントが、モーターボート競争法における本来事業に支障が出るくらいの負担になってきたため、同法の制約を受ける日本財団としては不適切な状態になってきた。地方の学芸員の雇用に関し、厚労省に改善を求めてきたが、1月30日の説明会での説明を聞いたところ改善されていないので、続けることはできなくなった。しかしこれまで受託してきて、ただ消え去るのも残念なので、笹川保健財団に受託してくれないかとお願いした。」などという趣旨の説明をした。

一方、笹川保健財団は、第1回団交において、「厚労省の公募に、応札することを検討してくれないかとの依頼を日本財団から受けた。」と述べた。

両法人の説明を総合すると、日本財団と笹川保健財団は、1月30日（木）に厚労省が行った次年度の資料館受託業務に関する説明会に参加し、翌週の2月2日（日）から8日（土）の間に、日本財団から笹川保健財団に対して応札を検討するよう依頼がなされ、日本財団は2月10日（月）の理事会で応札しないことを決定し、一方笹川保健財団は日本財団の依頼を受けて2月10日までに応札し、受託することが決まったということになる。

2 笹川保健財団が受託した 2020 年 4 月 1 日以降の資料館の組織体制

日本財団の受託期限の終期である 2020 年 3 月 31 日時点と、笹川保健財団の受託期間が始まる 4 月 1 日時点の資料館の組織体制にほとんど変更はなく、新任もない。

館長は引き続き成田稔、事務局長は飯塚賢治（笹川平和財団からの出向）である。管理部長は前管理課長の芳川龍郎（日本財団から出向、管理課長も兼務）が昇格し、事業部長は星野奈央（日本財団受託時すでに笹川保健財団から出向していた）が引き続き務めている。変更があったのは、管理部長であった大川光（笹川平和財団から出向）が出向元である笹川平和財団に戻り、館長庶務でもともと日本財団職員であった鈴木錦が日本財団本部に戻り、管理課員で病気により退職予定だった熱田純江が退職した他は、稲葉組合員と大久組合員が不採用となっただけである。すなわち本人の意に反して資料館から排除されたのは 2 名の組合員のみという状況である。

3 日本財団と笹川保健財団の実質的一体性

以下の事実から、日本財団と笹川保健財団は実質的に一体の組織であるといえる。

(1) 設立者が同一

日本財団と笹川保健財団は、共に笹川良一氏が設立者である。日本財団の HP には、「日本船舶振興会が笹川記念保健協力財団を設立した。」との記述がある。

(2) 笹川保健財団は日本財団の直轄組織

書籍「ソーシャルチェンジャー笹川陽平、日本財団と生き方を語る」（2019 年、中央公論新社。伊藤隆編）には、日本財団組織図が掲載されており、日本財団の直轄団体として笹川記念保健協力財団が挙げられている。また、笹川保健財団は定期刊行物として、「WHO ハンセン病制圧大使ニューズレター」を刊行している。WHO ハンセン病制圧大使とは、笹川陽平日本財団会長のことであり、日本財団会長のニューズレターを笹川保健財団が発行していることになる。

(3) 役員重複・日本財団が笹川保健財団の運営方針を事実上決定

笹川保健財団の役員は、元日本財団常務理事の佐藤英夫氏が理事長、元日本財団職員の内里隆宏氏が常務理事を務め、尾形武寿日本財団理事長が評議員として加わっている。

笹川保健財団の役員は、2019 年中に少なくとも 9 回笹川陽平日本財団会長を訪ねて

いる。特に日本財団の2020年度事業計画を作成する時期（＝資料館を受託するかどうか決める時期）にあたる10～11月に、それまでよりも頻繁に会って打ち合わせを重ねている。そのうちの1回は、「関係団体役員会議（笹川保健財団）」と呼称されたものである。2020年になると毎月1回のペースで会っている。

日本財団が2020年度受託業務に応札しないことを職員に発表した際、吉倉常務理事は、「これまで受託してきて、ただ消え去るのも残念なので、笹川保健財団に受託してくれないかをお願いした。」という趣旨の説明をしているが、これは笹川保健財団が日本財団の方針を当然に継承することが決まっていたからこそ出た発言である。

(4) 人事交流

国立ハンセン病資料館の受託者が日本財団だった当時から、すでに星野奈央氏が笹川保健財団から出向し、2018年度・2019年度の2カ年度、資料館の事業部長を務めている。笹川保健財団が受託者となった2020年度は、芳川龍郎氏が日本財団から出向し、管理部長を務めている。飯塚事務局長と大川前管理部長は、笹川平和財団から日本財団への出向者で、現在も事務局長を務めている飯塚氏は、笹川平和財団から日本財団へ4年間出向し、今年度は笹川平和財団から笹川保健財団へ再出向している。日本財団の関連団体間での人事異動は、頻繁かつ容易に行われている。

(5) 笹川保健財団は運営資金を日本財団に依存

笹川保健財団は日本財団から、2017年度404,049,000円、2018年度561,188,000円、2019年度1,067,670,000円もの多額の助成金を受けている。

(6) 笹川保健財団の「技術提案書」は日本財団のものと同一

笹川保健財団が応札にあたって厚労省に提出した資料館等の運営にかかる「技術提案書」は、2019年度の入札にかかる日本財団のものと基本的に同一であった。第1回団交において笹川保健財団は「（日本財団から）入札の検討についてのお願いがあった」と回答したが、笹川保健財団から日本財団に対して「技術提案書」にかかるデータ提供を要請したのかとの問いへの回答はないものの、笹川保健財団の「技術提案書」は、日本財団のデータをもとに作成されていることは間違いない。このことは、応札者の交代が形式的なものであることを示すものである。

第6 受託者の形式的交代を利用して組合員を排除

1 活発な労働組合活動を嫌悪

日本財団は、2020年度末で受託期間が5年間になる。単年雇用の資料館の嘱託職員に無期転換申込権（労契法18条）が発生することになるため、日本財団は2020年度からは受託者を笹川保健財団に交代させる意向であったことがうかがわれ、2019年10月頃にはすでに、2020年度の受託者が笹川保健財団に代わるとの噂が資料館にまで届いていた。

しかし、日本財団は組合に対して、2020年2月まで、2020年度の受託者について何も決まっていないと回答し続け、また組合が改善を求めるハラスメント問題についても真摯に向き合うことはなかった。

一方、2019年12月26日、国立ハンセン病資料館社会啓発課の儀同政一参与（日本財団の雇用する非常勤職員と思われる）は国公一般の事務所を訪れ、国公一般の役員に対し「資料館の職員が組合（分会）を結成したと聞いている。彼ら3人のやっていることや言っていることは相当間違いが多いので、（国公一般は）彼らを信じてしまうと後に禍根を残すことになる」「彼らは平気で嘘をつく」「その3人の言う事には気を付けるように」など、稲葉組合員・田代組合員・大久保組合員の3人は信用に値しない人物である旨の主張を1時間以上にわたり滔々と述べた。

なお、儀同参与は国公一般の事務所を訪れる数日前に、資料館で飯塚事務局長・大川管理部長と話し合いの場を持っており、その際に組合対策を話し合ったものと推察される。

そのような状況で、2020年3月9日に組合が厚労省要請と記者会見を行うと、同月12日、吉倉常務理事は資料館の職員全員を急遽集め、「誠心誠意団体交渉に取り組んできたが、組合にはあのような記者会見を開かれて、非常に残念な思いをしている。」との趣旨の発言をした。

2 採用手続きにおける組合員差別

(1) 笹川保健財団の「試験」とその結果

2020年2月27日、笹川保健財団が次年度の受託者に決まり、翌28日夕方、日本財団から受託業務終了に伴う全職員に対する解雇通知がメールにて送信された。それに先

立つ2月19日、飯塚事務局長は、全国の社会交流会館の学芸員を集めた連絡会の場で、「受託者が替わるが採用試験などはなく、履歴書の提出も必要ない。」と説明していた。

しかし、3月6日（金）16時34分、笹川保健財団から全職員に対しメールで、採用試験を実施すること、受験申込の締め切りは3月8日（日）17:00であること、3月13日（金）17:00までに履歴書と研究業績を提出し、適性検査と職員同士で評価し合う多面評価を受験する必要があること等が伝えられた。この多面評価は、国立ハンセン病資料館と重監房資料館の職員についてのみで実施された。

稲葉組合員、大久保組合員は期限までに履歴書と研究業績を提出し、3月15日（日）、個人面接を受けた。なお、この時までには、笹川保健財団から労働条件の明示はなかった。3月23日（月）、笹川保健財団が採用試験の結果を発送し、翌24日（火）、稲葉組合員と大久保組合員の手元に不採用通知が届いた。同日夕方、稲葉組合員は笹川保健財団に対しメールで、採用基準と自分の試験結果の開示、不採用の理由説明を求めたが、翌25日（水）、笹川保健財団から、不採用の理由等は知らせないとのメールが届いた。

(2) 委託先変更に伴い初めて行われた採用試験

1993年に資料館が開館して以来、3度の受託者変更があったが、いずれの際も職員に対して採用試験が行われたことは一度もなく、採用試験を実施したのは今回の笹川保健財団が初めてである。それまでは、学芸員の安定的雇用を実質的に確保する目的で、全療協は委託元である厚労省に学芸員の継続雇用を毎年申し入れ、厚労省は尊重する旨の回答をしていたが、笹川保健財団による採用試験の実施は、これに反する初めての運用であった。

3 組合員2人のみを雇用継続せずに排除する合理的理由はない

稲葉組合員は、18年にわたって学芸員として資料館に勤務し、2018年4月からは資料管理課長として資料の収集や整理、管理、収蔵庫の建設などに従事してきた者であり、部下もなく資料館には資料管理課の仕事を代替する学芸員は不在である。2020年4月からの体制は星野事業部長が資料管理課長を兼務する形となっているが、現場の実務は理解できていないはずである。

大久保組合員も3年半余にわたって学芸員として資料館に勤務しており、夏休みこども企画や企画展を主体的に計画し実施してきた者であり、知識と経験を十分に有する学

芸員である。

笹川保健財団が稲葉組合員及び大久保組合員を排除した結果、2020年4月からの資料館は、笹川保健財団が提示した技術提案書における運営体制から学芸員3人が欠員となっており、また、厚労省の仕様書に示されている標準人員に対しても学芸員2人が欠員という結果となっている。仮に、欠員について公募して採用したとしても、資料館の経験者ではないため、これから育成しなければならない。

また稲葉組合員は、収蔵庫増築と資料整理の担当者だった。収蔵庫増築計画は、2013年度から全療協が予算獲得を厚労省に働きかけて実現してきた経緯があり、2019年度は厚労省が設計のための予算を確保し、国交省と設計事務所が基本設計の作成に取りかかっていた。稲葉組合員は、他省も巻き込んだ大規模な事業の担当者であった。

組合員2人のみを雇用継続せずに排除する合理的理由は全くなかった。

4 分会長と活発な組合員を排除

資料館に勤務している組合員は3人であるが、団体交渉でパワハラやセクハラを指摘し、その是正を求めたのは主には分会長を務める稲葉組合員と大久保組合員であった。

分会長と活発な組合員のみが継続雇用されずに排除されたのである。

第7 不当労働行為

以上の事実関係を総合すれば、日本財団と笹川保健財団は職場環境の改善を求める組合を敵視・嫌悪し、組合を弱体化する目的で、分会長の稲葉組合員及びハラスメントを告発して活発に組合活動をしていた大久保組合員を不採用にし国立ハンセン病資料館から排除したものであることは明らかである。

二人の組合員の資料館からの排除に至る一連の計画は、組織的に一体である日本財団と笹川保健財団が、委託先の形式的変更を利用して立案され実行されたものである。

両財団の行為は、労働者が労働組合の組合員であることを理由とした不利益取扱いであるとともに、組合弱体化を狙った支配介入行為に該当するものであって、不当労働行為を構成する（労働組合法7条1号、3号）。

第8 結論

よって、申立人は、「請求する救済の内容」記載の不当労働行為救済命令が出されることを求めて本申立をおこなう。

以上